お　知　ら　せ

当　　は、公職選挙法の定めるところにより入　　内で不在者投票ができることになっています。

つきましては、来る10月27日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を次により行いますので、当　　の方内で不在者投票を希望される入は、事務局まで申し出てください。

一　投票日時
　令和6年10月　　日（　　）
　午　　時　～午　　時

二　場　　所

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名及び政党等の名称等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名及び政党等の名称等を確認の上、おいでくださるようお願いします。

長